

上山市告示第54号

上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

改正

平成30年3月29日告示第46号

上山市長 横 戸 長兵衛

上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業人材の市内居住を誘導し、企業の市内拠点強化及び定住人口の拡大を図るため、市内企業が求職者を正規労働者として新たに雇用又は非正規労働者を正規労働者として転換し、加えて、市内定住に結び付ける取組に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励対象事業者)

第2条 奨励金交付の対象となる事業者（以下「奨励対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、別表に掲げる業種を主たる事業として営む者。ただし、市の誘致により市外から新たに進出した別表に掲げる業種を営む者以外の者であって、操業から3年経過していない者は、この限りでない。
- (2) 前年度の10月1日以降に対象事業主の都合による解雇を行っていない又はその予定のない者
- (3) 次条に規定する対象労働者を6月以上雇用した者
- (4) 市税を完納している者
- (5) 前年度の10月1日から申請書提出時の日までの間に、退職した従業員（40歳以上の従業員の退職者数を除く。）が4名以下であること。

(奨励対象事業)

第3条 奨励金交付の対象となる事業は、市内に本社機能を有する奨励対象事業者又は市外に本社機能を有し、市内に事業所を持つ奨励対象事業者が次の各号に掲げるすべての要件に該当する労働者（「対象労働者」という。以下同じ。）を雇用するものとする。

- (1) 前年度の10月1日から当該年度の9月30日までに雇用期間の定めがない雇用契約を事業者と締結し、かつ、パート又はアルバイトでない者
- (2) 雇用の日又は非正規労働者を正規労働者として転換した日現在における満年齢が40歳未満の者

- (3) 市内の本社又は事業所に勤務する者
- (4) 申請日において市内に住所を有する者

2 奨励対象事業者が前項第1号及び第2号に該当し、第3号に該当しない労働者を雇用したときは、雇用した日が属する年度を含め3年度以内に、前項各号に掲げる全ての要件に該当することとなった場合に限り、対象労働者として取り扱うこととする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、対象労働者1人当たり250,000円とし、1対象事業者当たり年度ごとに1,000,000円を限度とする。

(奨励金交付申請)

第5条 奨励対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、上山市産業人材市内誘導奨励金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用実績書(様式第2号)
- (2) 申請者の市税完納証明書
- (3) 対象労働者の出勤簿等の写し
- (4) 対象労働者の賃金台帳等の写し
- (5) 対象労働者の申請日前1月以内に取得した住民票の写し
- (6) 従業員退職事由調書(様式第3号)ただし、前年度の10月1日から申請日までの従業員の変動状況において、減少実績がある場合に限る。
- (7) その他市長が特に指定するもの

(現地調査等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容について現地調査等必要な調査を行うことができる。

(奨励金交付決定)

第7条 市長は、第5条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の可否を決定したときは、上山市産業人材市内誘導奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第5条第1項の申請書の提出をもって、同条の規定による実績報告に代えるものとする。

(奨励金の額の確定通知)

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による交付決定通知をもって、規則第15条の規定による奨励金の額の確定通知に代えるものとする。

(決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、その旨を上山市産業人材市内誘導奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により奨励対象事業者に通知し、期限を定めて当該補助金の返還を求めること

ができる。

- (1) 奨励対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定後、交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
- (3) 奨励金の交付決定後、6月以内に奨励対象事業者の都合による解雇を行ったとき。
- (4) 奨励金の交付決定後、6月以内に対象労働者が退職したとき。
- (5) その他前各号に準じるものとして市長が奨励金の交付を適当でないと認めたととき。

(適用除外)

第11条 この要綱は、蔵王みはらしの丘企業立地奨励金交付規程（平成26年告示第109号）に基づく雇用奨励金の交付対象となる事業者については適用しない。

(帳簿等の備付)

第12条 奨励金交付対象事業者は、対象事業に係る関係書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条第1号関係）

日本標準産業分類（第13回改定）上の業種名

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業
- 08 設備工事業
- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（102酒類製造業を含む、105たばこ製造業を除く。）
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く。）
- 13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。）
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 39 情報サービス業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 75 宿泊業（7511旅館、ホテル業のうち、上山市観光物産協会に加盟しているものに限る。）
- 92 その他の事業サービス業（9294 コールセンター業に限る。）

（あて先） 上山市長 氏 名 様

（申請者）

住所又は所在地

申請者（奨励対象事業者）名

代表者氏名



### 上山市産業人材市内誘導奨励金交付申請書

上山市産業人材市内誘導奨励金交付の申請に当たり、上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

また、申請に当たり、上山市が奨励金の交付要件に関する調査を行うことを承諾し、添付書類欄に掲げる個人情報を提出すること並びに上記調査の実施及び奨励金の交付決定に必要なその他個人情報を開示することについて、本人から承諾を得ていることを報告します。

記

1 奨励金交付申請額	円		(B)
	(B) = (A) × 25万円		
2 新規正規雇用者数 (申請時の住所)	市内に住所を有する者	名	(A)
3 従業員数 (パート・アルバイトを除く。)	(1) 前年度の10月1日現在の人数	名	
	(2) (1)の日から申請日までの増減数	増	減
	(3) 申請書提出時の人数	名	
4 人員整理等の実施及び計画の有無（前年度の10月1日以降）	有 ・ 無		
5 奨励金交付事務担当者	職 氏 名		
	連 絡 先		
6 添付書類	(1) 雇用実績書（様式第2号） (2) 申請者の市税完納証明書 (3) 対象労働者の出勤簿等の写し (4) 対象労働者の賃金台帳等の写し (5) 対象労働者の申請日前1月以内に取得した住民票の写し (6) 従業員退職事由調書（様式第3号） ※申請日までの増減数において減少がある場合 (7) その他市長が別に指定するもの		

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第2号（第5条第2項関係）

雇用実績書

番号	氏名	年齢	性別	住所	雇用年月日	備考（雇用 保険番号）

上記のとおり相違ありません。

（申請者）  
住所又は所在地  
申請者（奨励対象事業者）名  
代表者氏名

印

様式第3号（第5条第2項関係）

従業員退職事由調書

退職氏者名	年齢	性別	退職年月日	退職事由
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合
				1 定年退職 2 自己都合 (40歳以上) 3 自己都合 4 会社都合

上記のとおり相違ありません。

(申請者)

住所又は所在地

申請者（奨励対象事業者）名

代表者氏名

印

住所又は所在地

申請者（奨励対象事業者）名

代表者氏名

様

上山市長 氏 名 印

## 上山市産業人材市内誘導奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日で申請がありました平成 年度における上山市産業人材市内誘導奨励金交付の交付（不交付）を下記のとおり条件を付して決定しましたので、上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 決定内容	交付（不交付）
2 交付決定額 （交付の場合のみ記載）	円
3 決定の理由 （不交付の場合のみ記載）	

備考

上山市産業人材市内誘導奨励金の交付については、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則及び上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱により、次の条件がありますので、ご留意ください。

- 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、期限を定めて当該奨励金の返還を求めることができる。
  - 奨励対象事業者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
  - 奨励金の交付決定後、奨励金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
  - 奨励金の交付決定後、6月以内に奨励対象事業者の都合による解雇を行ったとき。
  - 奨励金の交付決定後、6月以内に対象労働者が退職した時。
  - その他前各号に準じるものとして市長が奨励金の交付を適当でないと認めるとき。
- 奨励対象事業者は、上山市監査委員の監査を受けることがあるので、平成30年4月1日から起算して5年間は証憑書類等を常に整理保存しなければならない。



様式第5号（第10条関係）

年 月 日

住所又は所在地

申請者（奨励対象事業者）名

代表者氏名

様

上山市長 氏 名 印

### 上山市産業人材市内誘導奨励金交付決定取消通知書

年 月 日で決定しました上山市産業人材市内誘導奨励金交付の交付について下記の理由により交付決定を取り消しましたので、上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱第10条の規定により通知します。

なお、既に交付しております奨励金については、年 月 日までに返還してください。

記

1 取消し理由	
2 交付決定取消額	